第二条

一般規則第百二条を次のように改める。

第百二条　管理理事会の構成、運営及び会合

1　管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2　大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3　管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。

4　管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。代表者は、郵便の分野における権限を有していなければならない。

5　管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6　管理理事会は、次の権限を有する。

6.1　大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策（例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの）を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合のすべての活動を監督すること。

6.2　国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。

6.3　国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。

6.4　連合の二年ごとの計画及び予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。

6.5　やむを得ない場合には、第百二十八条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。

6.6　連合の財政規則を定めること。

6.7　予備基金の管理規則を定めること。

6.8　特別基金の管理規則を定めること。

6.9　特別活動基金の管理規則を定めること。

6.10　任意基金の管理規則を定めること。

6.11　国際事務局の活動を監督すること。

6.12　請求があった場合には、第百三十条6に定める条件に従って、一段階低い分担等級の選定を認めること。

6.13　加盟国から請求があった場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。

6.14　職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

6.15　定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。

6.16　福祉基金規則を定めること。

6.17　国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する二年ごとの報告書を承認し、必要があるときは、これらに関する意見書を提出すること。

6.18　その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。

6.19　郵便業務理事会と協議の上、オブザーバーとしての権利がない機関と接触することを決定すること、連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査し、及び承認すること、連合と他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと並びに郵便業務理事会及び国際事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すよう招請されるべき国際機関、団体、企業及び資格のある者（大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限る。）を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。

6.20　財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し）に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。

6.21　大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に関係のある行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。

6.22　議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百二十五条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。

6.23　その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに関する郵便業務理事会の勧告を承認すること。

6.24　郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。

6.25　第百四条9.16の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。

6.26　第百一条4に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。

6.27　適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。